

《資料》

高校「現代社会」における教科書検定の実態

山 内 敏 弘

[資料掲載にあたって]

(一) 以下に掲げる資料は、高校社会科教科書「現代社会」についての文部省の検定実態の一端を明らかにしたものである。周知のように、文部省は、従来の高校社会科のカリキュラムを一部変更して、1982年度から「現代社会」という科目を一年生の必修科目として開設することになった。私は、たまたま、都留重人（一橋大学名誉教授）、小林直樹（東大教授）、城塚登（東大教授）、および伊東光晴（千葉大学教授）の諸氏が執筆者となって実教出版から発行されることになった教科書「現代社会」への協力要請を小林教授から受け、同教科書の第三篇「現代の民主政治と国際社会」を小林教授と共同執筆する機会を与えられた。

私達の教科書の白表紙本は、1980年の春に文部省に提出されたが、それから約半年後の1980年11月17日、私は、他の執筆者・編集者と共に文部省に出向いていき、「条件附合格」という検定結果の通知を受け、合せて「条件」の具体的な内容を担当の入江博邦調査官から聞いた。指示された「条件」は、教科書全体で419個所（その内、修正意見が100個所、改善意見が319個所）、第三篇「現代の民主政治と国際社会」に限ってみても、74個所（その内、修正意見が25個所、改善意見は49個所）というようにぼう大なものであった。以下の資料は、これらの「条件」指示のうち、第三篇「現代の民主政治と国際社会」に関する主要な検定個所で、ミスプリ、言葉使い、用語の不統一など形式的な点に関する「条件」指示を除いたものをほとんど収録したものである。

「現代社会」の検定実態については、すでに、永井憲一『教科書問題を考える』（1981年、総合労働研究所）、法学セミナー増刊『教科書と教育』（1981年），

獨協法學

出版労連『教科書レポート'82別冊・「現代社会」検定資料集』(1981年), さらには岸本重陳『私の受けた教科書検定』(1981年, 東研出版)などでかなりの部分が明らかにされているが, 何分にも検定及び「条件」指示そのものが公開されていない(「条件」指示は口頭によるものであって, 文書によるものでないことは周知の通りであるし, テープの持込みも, すべての教科書会社によって行なわれているわけではもちろんない)現状においては, 16社から発行された合計21冊の「現代社会」教科書の検定実態の全貌を明らかにするためには, 執筆者自身が各自自分の執筆した個所について受けた検定の具体的な内容をどうし国民の前に明らかにしていくことが必要であると思われる。たしかに, 以下の資料は, ある意味では, 文部省の「条件」指示に届して, その指示に従って教科書の書き直しをしてしまった執筆者の一人としての私の弱さを示すものもあるが, しかし, その弱さは, 自分一人のものにそっとしておくことによってはなんら克服されえないことは明らかである。執筆者に書き直しを命じ, 執筆者の表現の自由, 学問の自由, さらには教育の自由を侵害すると共に, 企業としての教科書会社をして「条件」をあえて受入れても商品としての教科書を発行せざるをえないようにしている現在の教科書検定及び採択の構造そのものを問題にしていくためにも, 検定の実態をこのような形で明らかにしていくことは, 書き直しをした執筆者の責任でもあると思われる。

(二) ところで, 文部省による教科書検定を実際に受けて感じた印象は, 一言でこれをいい表わすことはなかなかむつかしいが, いろいろな意味で実に問題をはらむものであり, 到底承服しがたいものであるということだけは, はっきりしているといえよう。永井教授は, 氏の検定体験を踏まえて, 今回の検定の特徴と問題点として, つぎの六点をあげている(永井憲一・前掲書121頁以下)。すなわち, 第一に, 実に数多くの検定意見が出されたこと, 第二に, 従来ならば問題とされずに合格になっていたような表現がチェックされたり, 従来の検定では「そのようには書くな」といわれてきたような個所について今回は「こう書け」といわれるようになったこと, 第三に, 歴史的叙述を敬遠する態度がみられたということ, 第四に, 今回の検定では「これは各社に共通してお願ひしていることです」という調査官の意見が出されたこと, 第五に, 今回の検定

高校「現代社会」における教科書検定の実態

意見は、これまでの政府、自民党や財界などが“偏向攻撃”をしていった点と論理もほぼ同趣旨であったこと、そして第六に、実際の個別の箇所の検定ではまったく一貫性を欠いたいたしたこと、である。

このような永井教授の指摘は、私自身の検定体験を通して得た印象ともほぼ一致するものであるといってよいであろう。私が、まずなによりも驚いたのは、文部省の個別具体的な「条件」指示が、永井教授も指摘するようにまったく一貫性を欠き、きわめて恣意的な形でなされているということである。たとえば、第一回の段階ではなんら存在していなかった「条件」指示が、その後の段階で編集者を通じて追加されたという事例がいくつもみられるのである（たとえば、「国民の義務に関する記述を補うように」という指示などがそれである）。また、最初の段階での「条件」指示は、「北方領土については、全国民的合意があり、返還を要求している。この点を書け」といった一般的な形でなされたので、その趣旨の書き方をしたところ、その後になって具体的な記述内容を個別的に示して（①四島の名前、②これら四島はわが国固有の領土であること、③現在ソ連がこれら四島を不法に占拠していること、④北方領土返還は全国民的要求であること、以上の四点を明記せよ、といったように）、具体的に記述するよう改めて要求してきたりしたのである。さらには、最初の段階でなされた「条件」指示に従って書き直して再提出したにもかかわらず、その後の段階で文部省の側の「条件」指示がいかなる理由によるものか変更され、最初の「条件」指示に忠実に従った記述そのものが不適切とされた事例すら存在するのである（たとえば、政治汚職に関する記述などがそれにあたる）。

文部省の検定のこのような恣意性あるいは一貫性の欠陥は、同一の調査官による同一の教科書に対する検定についてみられるものであるが、これが、さらに異なった調査官による異なる教科書に対する検定ということになると、より一層はなはだしくなることは容易に推定されえよう。たとえば、岸本重陳教授は、「政治・経済」の教科書の検定で、「帝国主義」という用語の削除を執拗に求められたことを明らかにしているが（岸本重陳・前掲書33頁以下）、ところが、私達の教科書では、「帝国主義」という言葉は、たとえば第三篇第三章第一節「国際社会と国際法」の個所で用いられているが、なんらの削除、修正も

求められていないのである。また、永井教授の執筆した教科書では、「平和的生存権」の削除が求められている（永井・前掲書110頁）のに対して、私達の教科書の場合は、やはり平和的生存権についての記述があるにもかかわらず、なんらの削除、修正も求められていないのである。これらは、文字通りほんの一例にすぎないが、文部省の検定がいかに恣意的で、かつ一貫性を欠いたものであるかについては、洗い出せば数多くの実例が存在することであろう。

文部省の検定がこのように恣意的な形でなされている一方、他面においてはこのような検定によって文部省の特定の思想的政治的立場が教科書執筆者に対して（ひいては教育内容に対して）押しつけられているという点も、もちろん見逃すことのできない重大な問題であろう。周知のように、「高等学校教科用図書検定基準」（昭和54年7月12日文部省告示第134号）においては、教科書の検定基準として、学習指導要領に準拠しているか否かといった基本条件、そして各教科ごとの必要条件を列記しており、たとえば必要条件の一つとして、「一面的な見解だけを、じゅうぶんな配慮なく取り上げていたり、未確定な時事的事象について断定的に記述していたりするところはない」ことをあげている。この点などを根拠として、文部省は、従来もしばしば文部省の特定の政治的、思想的立場を執筆者に押しつけてきたが、このことは、今回の「現代社会」の検定のさいにも基本的に変りはないといえよう。たとえば「明治憲法のもとでは、統帥権独立の制度を通じて天皇と直結した軍部が、政府や議会による統制をうけないような軍国主義体制をつくりあげ、戦争へと突入していった」といった記述を、「これでは、天皇を巻き込んで軍国主義体制を作ったと誤解される」といった理由で書き直しを命じてきた文部省の立場は、歴史についての明らかに特定の政治的・思想的立場を前提としてそれを執筆者に強制しようとするものといえよう。太平洋戦争について天皇が憲法上も、政治上も全く責任がなかったといい切れるかどうかは少なからず疑問があると思われる所以あり、少なくともその疑問を示唆する記述が、「一面的」であるとは、私には到底考えられないである。たしかに、天皇の戦争責任の問題については、歴史学者の間でもいろいろな論議がありえようが、もし異なったいくつかの見解がある場合に、執筆者が自己の学問的良心に基づいて正しいと判断する立場で教科書を書

くことが何故に許されないのか、何故に執筆者の学問的立場ではなく、文部省の立場が押しつけられなければならないのか、このことについての憲法上納得のいく説明はおそらくはできないであろう、というのが私の考え方である。

それだけではない。たとえば、治安維持法によって「国民の思想・表現の自由が広範に制限されることになった」という記述に対して、「思想の自由は、心の問題であり、いかなる法も制限できないのではないか。一部の例外はあったにせよ、一般的な記述としてはこのように書くことには、問題がある」として書き直しを求めてきた文部省の見解は、およそ学界において常識として確立している考え方をまったく無視するものであり、それこそ「一面的」かつ非学問的のそしりを免れがたいであろう。「思想の自由」も過去において国家権力によって侵害された事実が数多くあったからこそ、わざわざ日本国憲法は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」(第19条)と規定しているのであるが、文部省のような見解に立てば、この日本国憲法第19条の存在意義を説明することは到底できることにならざるをえまい。

この種の事例は、以下の資料を見れば明らかのように実に数多く存在しており、一々説明すると際限がないので、省略することにする。ここでは、まずもって資料をもって語らしめることが主たる目的であるので、直接、資料の参照をお願いすることにしたい。そのような訳で、教科書検定についての私なりの憲法論を展開することもここではできないので省略し、将来の課題としたい。

(三) なお、以下の資料の中で、一番左の欄にある番号は、本資料のために便宜的に付した通し番号であり、番号の下にある言葉は、教科書の中で小見出しとして用いられているものである。また、文部省は、一応「修正意見」と「改善意見」とを分けて指示してきたので、その別も書いたが、実際上の拘束力としては、両者の間に大した差異はないと思われる。白表紙本の中で検定でとくに問題とされた個所に、下線を附した。検定の結果が、見本本の項の下線部分に示されている。最後に、以下の資料については、その掲載の責任は、一切私にあることを付記しておく。

獨協法学

① 民主政治と法の支配	白表紙本 123頁	法の支配ということがいわれるばあい、とかく国民の遵法精神だけが強調されることが多い。しかし、イギリスやアメリカ合衆国などで発達した法の支配の思想は、国民の人権を保障し、権力の濫用を許さないようにするために、なによりもまず、国政の担当者が法に従わなければならぬ、という点に重要な意味があった。
	改善意見	イギリスで発達した法の支配の思想は、アメリカに行き別の方面に発達して、それが司法権の優位になった。この点を書く必要がないか。
	見本本119頁	法の支配ということがいわれるばあい、とかく国民の遵法精神だけが強調されることが多い。しかし、もともとイギリスで発達した法の支配の思想は、国民の人権を保障し、権力の濫用を許さないようにするために、なによりもまず、国政の担当者が法に従わなければならぬ、という点に重要な意味があった。
② 日本国憲法の成立	白表紙本 124頁	明治政府は急速に近代化をすすめ、1889（明治22）年に <u>大日本帝国憲法（明治憲法）</u> を制定した。それは、天皇の名により制定された <u>欽定憲法</u> であり、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（第1条）の規定が示すように、絶対的な天皇主権主義をとしていた。そして、「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總欖」（第4条）とされ、天皇の地位は、「神聖ニシテ侵スヘカラス」（第3条）とされた。「臣民」である国民には <u>天賦の権利</u> は認められず、ごくかぎられた <u>基本的権利</u> が、「法律ノ範囲内」でのみゆるされた。
	改善意見	「ごくかぎられた <u>基本的権利</u> 」は、人権と無関係のよ

高校「現代社会」における教科書検定の実態

		うに読め、前後関係が矛盾する。手を入れる必要がある。
	見本本120頁	明治政府は急速に近代化をすすめ、1889（明治22）年に大日本帝国憲法（明治憲法）を制定した。それは、天皇の名により制定された欽定憲法であり、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（第1条）の規定が示すように、絶対的な天皇主権主義をとっていた。そして、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬」（第4条）するとされ、天皇の地位は「神聖ニシテ侵スヘカラス」（第3条）とされた。「臣民」である国民には天賦の人権は認められず、ごくかぎられた権利が、「法律ノ範囲内」でのみゆるされた。
③ 日本国憲法の成立	白表紙本 124頁	このような憲法のもとでも、大正期になると、議会を中心とした政党政治がかなり発達した。この時期は大正デモクラシーの時代とよばれ、1925（大正14）年には、普通選挙制度が実現した ^① 。 <p>① もっとも、これと同時に、共産主義・無政府主義の運動を取り締る目的で、治安維持法（1925年）が制定され、またこれによって、国民の思想・表現の自由が広範に制限されることになった。</p>
	改善意見	議会を中心しない政党政治は考えられない。「かなり」という言葉も、政治の分野の文章としてはひっかかる。 思想の自由は、心の問題であり、いかなる法も制限できないのではないか。一部の例外はあったにせよ、一般的な記述としてこのように書くことには、問題がある。
	見本本120頁	このような憲法のもとでも、大正期になると、政党の

獨協法学

		<p><u>活動が活発になり、議会政治が発達した。</u>この時期は大正デモクラシーの時代とよばれ、1925（大正14）年には<u>普通選挙制</u>が実現した①。</p> <p>① もっとも、それと同時に、共産主義・無政府主義の運動を取り締まる目的で、治安維持法（1925年）が制定され、これによって、<u>国民の表現の自由がきびしく制限され</u>、それを通じて思想統制が広範におこなわれることになった。</p>
④ 日本国憲法の成立	白表紙本 124頁	<p>しかし、昭和の時代になると、世界恐慌（1929年）のあおりをうけた不況などが原因となって、軍部がしだいに、政治の領域に介入するようになった。そして日本は、ついに<u>軍部独裁国家</u>となり、第二次世界大戦へと突入していった。</p>
	改善意見	<p>「軍部独裁」というのは、表現が少しきつい。簡単にそうは断言できないはずである。</p>
	見本本 120頁	<p>しかし、昭和の時代になると、世界恐慌（1929年）のあおりをうけた不況などが原因となって、軍部がしだいに、政治の領域に介入するようになった。<u>その結果、中国大陸への軍事的進出をきっかけとして</u>、ついに<u>第二次世界大戦</u>に日本をまきこむことになった。</p>
⑤ 自由権の保障	白表紙本 129頁	<p>日本国憲法は、精神の自由として、思想・良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、表現の自由（第21条）、学問の自由（第23条）を保障している。明治憲法のもとでは、<u>思想・良心の自由や表現の自由は、治安維持法をはじめとする多くの治安立法によって著しく抑圧された。</u>信教の自由も、神社神道が国教的な地位をあたえられたことにより制限され、学問の自由も大幅に侵害された。</p>

高校「現代社会」における教科書検定の実態

	改善意見	「思想・良心の自由」が「著しく抑圧された」とする表現は、124頁（白表紙本）で指摘したように、問題がある。また、「信教の自由も、………」の個所は、扱い方がややオーバーである。
	見本本125頁	日本国憲法は、精神の自由として、思想・良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、表現の自由（第21条）、学問の自由（第23条）を保障している。明治憲法のもとでは、 <u>表現の自由</u> 、ひいては思想・良心の自由も治安維持法をはじめとする多くの治安立法によって著しく抑圧された。信教の自由も、神社神道が国教的な地位をあたえられたことにより制限され、学問の自由もさまざまな侵害をうけた。
⑥自由権の保障	白表紙本 130頁～ 131頁	もっとも、たとえ公共のためであっても、国民の財産権をはく奪するばあいには、正当な補償が必要であるとされている（第29条3項）。
	改善意見	「はく奪」は、表現が強すぎる。憲法の条文に即した表現を用いよ。
	見本本127頁	もっとも、たとえ公共のためであっても、国民の財産権を侵すことになるばあいには、正当な補償が必要であるとされている（第29条3項）。
⑦法の下の平等	白表紙本 131頁	このような憲法による保障にもかかわらず、現実には、政治的、経済的または社会的不平等がなくなっているわけではない。たとえば、被差別部落の問題はこんにちでも完全には解消していないし、 <u>在日朝鮮人に対する差別の問題もある</u> 。男女間の差別も、職場や家庭などにまだのこっている。

獨協法學

	改善意見	在日朝鮮人は外国人なので合理的差別は多少受ける。男女差別などと同列に扱うことには、問題がある。
	見本本127頁	このような憲法による保障にもかかわらず、現実には、政治的、経済的または社会的不平等がなくなっているわけではない。たとえば、職場や家庭などには男女間の差別がのこっており、社会のなかには思想にもとづく差別もみられる。また、被差別部落の問題はこんにちでも完全には解消していない。在日朝鮮人に対する不当な扱いの問題もある。
⑧ 社会権の保障	白表紙本 133頁	ひとりひとりの児童生徒の発達を、ひとしく促進する教育をおこなうためには、国や自治体は、 <u>創造的な教育の自由を保障する</u> とともに、教育諸条件の整備につとめなければならない。
	改善意見	教育内容に対する介入はできるだけ抑制的であることが要請されるが、しかし一方では必要かつ相当な範囲内で国が教育内容を決定することは認められている。この点、「創造的な教育の自由を保障する」という表現は、誤解を与えるから、検討せよ。
	見本本129頁	ひとりひとりの児童生徒の発達を、ひとしく促進する教育をおこなうためには、国や自治体は、 <u>できるだけ教育の自由を保障する</u> とともに、教育諸条件の整備につとめなければならない。
⑨ 基本的人	白表紙本 135～136頁	憲法上、基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」(第11・97条)とされている。ところが、他方で憲法は、基本的人権は「公共の福祉」に反しないかぎり、国政のうえで最大の尊重を必要とすると定め、基本的人

高校「現代社会」における教科書検定の実態

権と公共の福祉	<p>権の濫用をいましめている(第12・13条)。</p> <p>この「公共の福祉」は、ぼく然としたあいまいなことばである。これによって、自由にすべての基本的人権が制限できるとすると、かつてナチスが、「民族の利益」とか「公益優先」をスローガンとして、人権を徹底的に抑圧したことと同じ結果になり、憲法がとくに人権の尊重を強調した趣旨は失われることになる。</p> <p>もちろん、すべての基本的人権が絶対に無制約というわけではない。基本的人権の行使が、他の国民の自由や権利と衝突するばあいには、「すべて国民は個人として尊重される」(第13条)という憲法の理念に従って、その適正な調整をはかることが必要である。そのような調整をはかることこそ、正しい意味での「公共の福祉」にかなうことになる。</p>
改善意見 (※1)	<p>中学の社会科教科書について、権利ばかりが強調されているとして、いろいろ批判されている。権利の社会性を考慮に入れて、もうもろの権利をつねに公共の福祉のために利用する責任があること、あるいは不断の努力によって保持する責任があることに言及して、加筆せよ。</p>

(※1) 11月17日の際の条件指示の時にはなかったが、その後になって、国民の義務に関する記述を補なうように、という指示が新たに加えられた。そこで、白表紙本106頁の「日本国憲法は、第25条で生存権を認め、さらに第27条で勤労の権利を定めている」という記述を、「日本国憲法は、第25条で生存権を認め、さらに第27条で勤労の権利と義務を定めている」(見本102頁)という文章に、白表紙本132頁の「憲法は、すべての国民に『能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利(第26条1項)を保障し、あわせて、『義務教育は、これを無償とする。』(第26条2項)と定めている。」という記述を、「憲法は、すべての国民に『能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利(第26条1項)を保障し、また『その保護する子女に普通教育を受けさせる義務』(第26条2項)を課している。」

獨協法學

	<p>見本本131～132頁</p> <p>憲法上、基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」(第11・97条)とされている。<u>ところが、他方で憲法は、基本的人権は「公共の福祉」に反しないかぎり、国政のうえで最大の尊重を必要とすると定め、基本的人権の濫用をいましめている</u>(第12・13条)。</p> <p>この「公共の福祉」は、ばく然としたあいまいなことばである。これによって、自由にすべての基本的人権が制限できるとすると、かつてナチスが、「民族の利益」とか「公益優先」をスローガンとして、人権を徹底的に抑圧したことと同じ結果になり、憲法がとくに人権の尊重を強調した趣旨は、失われることになる。</p> <p>もちろん、すべての基本的人権が絶対に無制約というわけではない。基本的人権の行使が、他の国民の自由や権利と衝突するばあいには、「すべて国民は個人として尊重される。」(第13条)という憲法の理念に従って、その適正な調整をはかることが必要である。<u>各人の権利はたがいに認めあうことによって成立するものであるから、</u>そのような調整をはかることこそ、正しい意味での「公共の福祉」にかなうことになる。</p>
⑩ 平和主義の確立	<p>白表紙本 136頁</p> <p>日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権主義となるんで、平和主義を三大基本原理の一つとしている。<u>これは、「核の時代」の戦争の無意味さを考えてのことであるが、もう一つには、わが国の過去の歴史に対する深い反省にもとづいている。</u></p>

そして、『義務教育は、これを無償とする。』(第26条2項)と定めている。』という文章にそれぞれ変更すると共に、見本本149頁に新たに「とりわけ国民は、国の活動をささえる税金の支払いを義務づけられており(憲法30条)、この面でも議会を通じて財政を監視することが重要である。』という文章を付け加えた。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

	改善意見	このように断言してよいか。これは、相当先取りした解釈ではないか。
	見本本132頁	日本国憲法は、基本的人権の尊重、國民主権主義となるんで、平和主義を三大基本原理の一つとしている。 <u>これは、一つには、わが国の過去の歴史に対する深い反省にもとづいたものであり、さらにまた「核の時代」の戦争の無意味さを考えてのことである。</u>
⑪平和主義の確立	白表紙本 136頁	明治憲法のもとでは、 <u>統帥権独立の制度を通じて天皇と直結した軍部が、政府や議会による統制をうけないような軍国主義体制をつくりあげ、戦争へと突入していった。</u>
	修正意見	これでは、天皇を巻き込んで軍国主義体制を作ったと誤解される。天皇をかくれ蓑にしてやったと普通いわれているので、そのように修正せよ。また、「政府や議会による統制をうけないような軍国主義体制」というのは、表現をかえる必要がある。政府や議会による統制を全然うけなかったということではなく、たとえば予算などで統制をうけていたはずだからである。
	見本本132頁	明治憲法のもとでは、 <u>統帥権独立の制度を通じて天皇の権威を利用した軍部が、政府や議会による統制をほとんどうけないような軍国主義体制をつくりあげ、戦争へと突入していった。</u>
⑫防衛力の	白表紙本 137頁	憲法の平和主義も、東西対立の激化に示される戦後の国際政治の展開のなかで、しだいに変容をこうむり、実質的な修正をしいられることになった。 政府は、憲法制定からしばらくのあいだは、第9条の

増強と第9条をめぐる論議		<u>もとで、日本は自衛のためであるといなとを問わず、いっさいの戦争を放棄しており、いっさいの戦力を保持することはできない、という解釈をとっていた。</u>
	改善意見	これは、政府が今日に至るまで一貫してとってきた解釈である。だからこそ、防衛力の規模が現在の程度にとどまっている。ただ国際情勢がいろいろと変化してきており、そのような苦難の道が判るように書け。
	見本本133頁	<p>憲法の平和主義も、東西対立の激化に示される戦後の国際政治の展開のなかで、しだいに変容をこうむり、実質的な修正をしいられることになった。</p> <p><u>政府は、第9条のもとで、日本は自衛のためであるといなとを問わず、いっさいの戦争を放棄しており、いっさいの戦力を保持することはできない、という解釈をとってきた。</u></p>
(13) 防衛力の増強と第9条を	白表紙本 137頁	しかし、朝鮮戦争の勃発(1950年)をきっかけに、連合国軍総司令部の指令によって、警察予備隊(1950年)が設置され、その後も、保安隊(1952年)から自衛隊の創設(1954年)へと防衛力増強の道をたどった。
	修正意見 (※2)	警察予備隊はマッカーサーの指令によって作られたが、保安隊や自衛隊は、それぞれ保安庁法、自衛隊法にもとづいて設置されている。手続面を明確にするため、カッ

(※2) この修正意見を踏まえて、見本本133～134頁にあるように訂正した文章を再提出したところ、文部省は、今度は、「保安庁法による保安隊」「自衛隊法による自衛隊」というように、保安隊や自衛隊が法律にもとづくものであることを本文で明記せよ、と云ってきた。しかし、ここだけそのような書き方をすると、かえっと他の個所とのバランスを失する、という理由でこの指示を拒否したところ、文部省はこれを了承した。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

めぐる論議		コの中に入れるという形でもよいから、保安隊や自衛隊が法律によって作られたものであることを明確にせよ。
	見本本133～134頁	しかし、朝鮮戦争の勃発（1950年）をきっかけに、連合国軍総司令部の指令によって、警察予備隊（1950年）が設置された。その後も、保安隊（1952年、保安庁法）から自衛隊の創設（1954年、自衛隊法）へと防衛力増強の道をたどった。
(14) 防衛ぐらの増強と第9条	白表紙本 137頁右図	おもな国の <u>軍事費</u> 。1978年度。ソ連は1977年度。防衛庁「防衛白書」1979年度版による。
	改善意見	「防衛白書」にも、「軍事費」と書いてあるかどうか、再調査せよ。
	見本本133頁 右図	おもな国の <u>国防費</u> 。1978年度。ソ連は1977年度。防衛庁「防衛白書」1979年度版による。
	白表紙本 138頁	しかし、政府は、これを「自衛のための必要最小限度の実力」であって、第9条で禁じられている「戦力」ではない、という見解をとってきた。 <u>最近では、核兵器の保持も、防衛用のものであるかぎりは第9条に違反しない</u> 、という見解を出すようになっている。
(15) 防衛力の増強と第9条を	改善意見 (※3)	政府は、たとえ憲法上保持が可能でも、非核三原則を堅持しており、政策として核武装をしないという方針を明確に打出している。また条約上も、核拡散防止条約に加盟しており、条約上も核保有を禁じられている。この

(※3) この改善意見を踏まえて、脚注①として、「ただし政府は、非核三原則にもとづき核兵器は所有しないとしている」という文章を再提出したところ、これでは不十分で、核拡散防止条約のことも書けという指示がなされたので、最終的に見本本134頁のような表現になった。

獨協法學

めぐる論議	点を述べよ。
見本本134頁	<p>しかし、政府は、これを「自衛のための必要最小限度の実力」であって、第9条で禁じられている「戦力」ではない、という見解をとってきた。最近では、核兵器の保持も防衛用のものであるかぎりは第9条に違反しない、という見解を出すようになっている^①。</p> <p>① ただし政府は、非核三原則にもとづき核兵器は所有しないとしており、また核拡散防止条約によって所有しえないとしている。</p>
(16) 防衛力の増強と第9条をめぐる論議	<p>白表紙本 138頁</p> <p>これに対して、革新勢力の側は、自衛隊の存在は憲法第9条に違反するだけではなく、むしろ国際緊張を高め、わが国を戦争にまきこむ危険性があり、軍備によらず、平和中立の外交によることが、わが国の安全と平和を保障する最良の方法である、と主張してきた。</p>
改善意見	<p>その後事情が大分変化しており、これでは時機におくれた記述になっている。民社党、公明党は自衛隊を認めているし、社会党も当面は認めているようである。もう少しきめ細かい表現が必要である。</p>
見本本134頁 (※4)	<p>これに対して革新勢力のあいだでは、自衛隊の存在は憲法第9条に違反するだけでなく、むしろ国際緊張を高め、わが国を戦争にまきこむ危険性があり、軍備によらず、平和中立の外交によることが、わが国の安全と平和を保障する最良の方法である、という主張がつづけられてきた。</p>

(※4) この改善意見を踏まえて、「社会党・共産党をはじめとする革新勢力の側は、……と主張してきた」という文章を再提出したところ、これでも不十分であるとされ、最終的に見本本134頁のような表現になった。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

⑰ 日米 安保 体制	白表紙本 139頁	新安保条約では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」（第6条）合衆国軍隊が駐留することを定めているが、 <u>これによって、逆に、日本が直接責任のない戦争にまきこまれる危険がある、</u> という批判も出されている。
	修正意見	米軍が日本を基地として出動する場合には、事前協議の対象となり、従って、日本の関係のない戦争に巻き込まれる危険はない、というのが政府の見解である。このような政府の見解を書かないと、これだけでは一面的であり、生徒が誤解するおそれがある。
	見本本136頁	新安保条約では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」（第6条）合衆国軍隊が駐留することを定めているが、 <u>これによって、逆に日本が直接責任のない戦争にまきこまれる危険がある、</u> という批判も出されている ^① 。 ① <u>これに対して政府は、事前協議制によってまきこまることはないと主張しているが、事前協議制がはたしてじゅうぶんな歯どめになるかどうかについても、論議がおこなわれている。</u>
⑱ 日米 安保 体制	白表紙本 139～140頁	また、安保体制を背景に、日本自身が、東南アジア諸国に対して、軍事的な影響力を行使する危険も指摘されている。
	改善意見 (※5)	最近、事情が変ってきていている。ASEANの指導者の中には、ソ連の南進に不安を深め、対ソ牽制手段として中

(※5) この改善意見を踏まえて、「安保体制を背景に、………軍事的な影響力を行使する可能性も指摘されている」という文章に変えたが、これでも不適切であるとされ、結局見本本136頁のような表現にされた。

		国の他に日本に対しても防衛力増強を求める空気がある。この点を踏まえて書き直せ。
	見本本136頁	また <u>安保体制</u> を背景に、日本自身が東南アジア諸国に <u>対して、軍事的な影響力を行使してはならない</u> という指摘もされている。
(19)国会の地位と構成	白表紙本 143頁	国会は、衆議院と参議院の両議院で構成される（両院制、二院制）。ただ、内閣不信任の議決権は衆議院にだけ認められている（第69条）など、衆議院の優越が定められている。
	改善意見	衆議院の優越の説明として、これをもってくるのはおかしい。もっと普通に挙げられている事例をもってくるようにせよ。
	見本本140頁	国会は、衆議院と参議院の両議院で構成される（両院制、二院制）。ただ、 <u>法律案や予算の議決などについて衆議院が優越しているほか、内閣不信任の議決権は衆議院にだけ認められている（第59・60・69条）</u> など、衆議院の優越が定められている。
(20)行政権と議院内閣制	白表紙本 145～146頁	第一に、政党政治の発達により、こんにちでは議会の多数党と内閣のあいだには本質的な対立はみられないのがふつうである。したがって、内閣をいかに適正に監視・統制するかは、議会の少数野党勢力やマスメディアなどの批判や世論の役割にまつところが大きい。
	改善意見	「統制」という表現は、強すぎる。「けん制」いった程度ではないか。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

	見本本142頁	第一に、政党政治の発達により、こんにちでは議会の多数党と内閣のあいだには本質的な対立はみられないのがふつうである。したがって、内閣をいかに適正に監視・統制するかは、議会の少数野党勢力やマスメディアなどの批判や世論の役割にまつところが大きい。
②官僚制をめぐる問題	白表紙本 146頁	明治憲法時代には、官僚は「天皇の官吏」として特権的な立場にたって <u>上から国民を支配していた</u> が、日本国憲法のもとでは「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」(第15条1項)とされ、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」(第15条2項)と定められた。
	改善意見 (※6)	「支配」という表現は、国民が官僚のいいなりになっていたようにひびくので、不適切である。別の表現に代えよ。
	見本本142頁	明治憲法時代には、官僚は「天皇の官吏」として特権的な立場にたって <u>上から国民を統制していた</u> が、日本国憲法のもとでは「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」(第15条1項)とされ、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」(第15条2項)と定められた。
②行政権と議院内	白表紙本 146頁	第二に、現代においては、従来とは比較にならないほどに行政機能が拡大し、複雑多岐にわたっている。そのため、立法についても、行政府に実質的に依存する状態がみられる。いわゆる委任立法 ^① もふえている。 ① 国会が法律で制定すべきことがらを行政機関に委任した

(※6) この改善意見は、11月17日の第1回目の条件指示の段階ではなんら提示されておらず、あとの段階で指示されたものである。

獨協法学

閣制	<p><u>ものをいう。</u>委任立法がふえると、その分だけ、法の具体的な内容は、国民の代表者ではなく、行政によってつくられることになる。</p>
改善意見	<p>委任立法は、法律の委任によるものであることを明記せよ。たとえば、「法律によって」とか、「法律をもって」というように。</p>
見本本142頁	<p>第二に、現代においては、従来とは比較にならないほどに行政機能が拡大し、複雑多岐にわたっている。そのため、立法についても、行政に実質的に依存する状態がみられる。いわゆる委任立法^①もふえてきている。</p> <p>① <u>国会が法律で制定すべきことがらを法律によって行政機関に委任したもの</u>をいう。委任立法がふえるとその分だけ、法の具体的な内容は、国民の代表者ではなく行政によってつくられることになる。</p>
②官僚制をめぐる問題	<p>白表紙本147頁</p> <p>公務員制度はこのように民主化されたが、<u>官僚制にともなう弊害は、こんにちでもあとをたっていない</u>。たとえば、公務員が権威主戦的な態度で国民にのぞんだり、形式主義や官庁間のセクショナリズムによる非能率やむだ、さらにことなかれ主義におちいったりすることがしばしばみられる。</p>
改善意見 (※7)	<p>「しばしばみられる」とはいいがたい。「こんにちでもあとをたっていない」という表現とも矛盾気味である。せめて、「傾向もみられる」といった程度にせよ。</p>
見本本142頁	<p>公務員制度はこのように民主化されたが、官僚制にともなう弊害は、<u>こんにちでもあとをたっていない</u>。たとえば、公務員</p>

(※7) この改善意見に対して、「…………ことなかれ主義におちいったりすることが少なくない」と表現を変して再提出したが、これでも不適切であるとされ、結局、見本法142頁の表現とされた。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

		が権威主義的な態度で国民にのぞんだり、形式主義や官庁間のセクショナリズムによる非能率やむだ、さらにことなれ主義におちいったりする傾向がみられる。
②官僚制をめぐる諸問題	白表紙本 147頁	そこで高級官僚が退職後、政党にはいってその支配的地位についたり、大企業や団体に天下ってその役員になったりする事例も多くみられる。
	改善意見 (※8)	「天下る」という言葉を教科書で使うのはどうか。この言葉は避けて欲しいというのが審議会の意見である。「多くみられる」も、「多く」を削除した方がむしろ実態に近い。
	見本本143頁	そこで高級官僚が退職後、政党にはいってその支配的地位についたり、大企業や団体の上級役員になったりする事例も少くない。
②司法権の独立	白表紙本 148頁	最高裁判所の長官は、内閣の指名にもとづいて天皇が任命する（第6条2項）。また、最高裁判所の長官以外の裁判官および下級裁判所の裁判官は、内閣が任命する（第79条1項、第80条1項）。
	改善意見	下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の作成した名簿によって内閣が任命することになっており、それによって裁判所の自律権が確保されている。この点を生徒に理解させる必要があるので、書き加えよ。
	見本本144頁	最高裁判所の長官は、内閣の指名にもとづいて天皇が任命する（第6条2項）。また、最高裁判所の長官以外の

(※8) このような改善意見に対して、「……大企業や団体の上級役員になったりする事例もしばしばある」という文章を再提出したが、これでも不適切であるとされ、結局見本本143頁のような表現とされた。

独協法学

		<p><u>裁判官および下級裁判所の裁判官は、内閣が任命する</u>^① <u>(第79条1項、第80条1項)。</u></p> <p>① なお、下級裁判所の裁判官の任命は、司法権の独立を尊重する趣旨から、最高裁判所の作成した名簿によっておこなうことにしており（第80条1項）。</p>
㉖違憲立法審査制	白表紙本 149頁	<p>① これまでのところ、下級審の裁判所では、少なからず違憲判決が出されてきたが、最高裁判所が違憲判決をくだした事例はごくわずかである。その例としては、尊属殺人重罰規定や衆議院議員の選挙区の定数に関するものなどがある。</p>
	改善意見	「ごくわずかである」は、表現が強い。これ以外にも、薬事法距離制限に関する違憲判決がある。
	見本本145頁	<p>① これまでのところ、下級審の裁判所では、少なからず違憲判決が出されてきたが、最高裁判所が違憲判決をくだした事例はごくわずかである。その例としては、尊属殺人重罰規定や衆議院議員の選挙区の定数、薬局開設の距離制限に関するものなどである。</p>
㉗憲法改正の問題	白表紙本 149頁	憲法改正の主張は、これまでにも、保守勢力の側からしばしばおこなわれてきた。改憲の中心は、第9条を改正して公然と軍隊を保有できるようにする、さらに国民に国土防衛義務を課する、という点におかれている。 <u>ほかにも、天皇を元首として明記すること</u> 、 <u>基本的人権が公共の福祉によって制限できること</u> をより明確にすること、なども主張してきた。
	改善意見	「天皇を元首として明記すること」という主張は、現在あるのか。あったとしてもごく一部の意見ではない

高校「現代社会」における教科書検定の実態

		か。ここでとりあげるのはどうか、というのが審議会の意見である。
	見本本145 ～146頁	憲法改正の主張は、これまでにも、保守勢力の側からしばしばおこなわれてきた。改憲の中心は、第9条を改正して公然と戦力を保有できるようにする、さらに国民に国土防衛義務を課す、という点におかれている。 <u>ほかにも、基本的人権が公共の福祉によって制限できることをより明確にすること、また一部には天皇を元首として明記することなども主張されてきた。</u>
◎現代における個人の地位と役割	白表紙本 152～153頁	<p>現代において行政国家化の傾向がうまれた原因の一つは、国民が国家に対して、福祉の増進などを積極的に要求するようになったことにあり、一面ではやむをえない現象ともいえる。ただ他方では、現代の国家は、かつての国家とはくらべようのないほどに大きな力をもっているだけに、もしもその巨大な力が悪用されるならば、国民の人権に対する脅威は、絶大なものとなろう。</p> <p>現代国家のこのような危険性を考えると、国民ひとりひとりが独立した人格として、自由で幸せにくらしていくために、強大化した国家権力をどのように民主的に統制していくかが、重要な問題となってくる。そのためには、国民が主権者として、選挙で選んだ代表者を通じて統制していくことはもちろん、各種の大衆運動や市民運動を通じて、不斷に世論の形成につとめることも必要であろう。政治そのものをもっとひらかれたものにし、国民による監視がじゅうぶんにできるようなしくみをつくることも必要であり、立法や行政の過程に国民が直接参加する方策も、もっと考えられてよいであろう。さら</p>

獨協法学

	に、国家権力の肥大化をふせぐためには、地方自治を重視して、国のしごとをできるだけ自治体に移すこと（地方分権化）も、たいせつな課題である。
改善意見	日本国民としての自覚を深めるような記述を少し補なうように、というのが審議会の意見である。
見本本148～149頁	<p>現代において行政国家化の傾向がうまれた原因の一つは、国民が国家に対して、福祉の増進などを積極的に要求するようになったことにあり、一面ではやむをえない現象ともいえる。ただ他方では、現代の国家は、かつての国家とはくらべようのないほどに大きな力をもっているだけに、もしもその巨大な力が悪用されるならば、国民の人権に対する脅威は、絶大なものとなろう。</p> <p>現代国家のこのような危険性を考えると、国民ひとりひとりが独立した人格として、自由で幸せにくらしていくために、強大化した国家権力をどのように民主的に統制していくかが、重要な問題となってくる。そのためには、国民が主権者として、選挙で選んだ代表者を通じて統制していくことが必要である。とりわけ国民は、国の活動をささえる税金の支払いを義務づけられており（憲法30条），この面でも議会を通じて財政を監視することが重要である。いっぽう各種の大衆運動や市民運動を通じて、不斷に世論の形成につとめることも必要であろう。政治そのものをもっとひらかれたものにし、国民による監視がじゅうぶんにできるようなしくみをつくることも重要であり、立法や行政の過程に国民が直接参加する方策も、もっと考えられてよいであろう。さらに、国家権力の肥大化をふせぐためには、地方自治を重視し</p>

		<p>て、国のしごとをできるだけ自治体に移すこと（地方分権化）も、たいせつな課題である。<u>そしてこれらすべてをふくんで、国民は、民主政治に対し重大な責任をもつているといわなければならない。</u></p>
㉙ 地方 自治 の現状	白表紙本 155頁	<p>わが国的地方自治は、からずしも憲法の理念どおりにはおこなわれていない、という現実がある。たとえば、地方公共団体がじゅうぶんに活動をおこなうためには、自主財源が確立していかなければならないのに、実際には、自主財源だけでは地方財政はまかないきれず、大幅な財政援助を国にあおいでいる。その結果、自治のたてまえにもかかわらず、<u>国（中央政府）の地方公共団体に対する統制が強められる傾向が生じている。</u></p>
	改善意見 (※9)	<p>地方交付税交付金は、国税の33%と一定割合を定められている。このように国が地方自治に関与しないようにするための民主的制度もあることを踏まえて、書き直せ。</p>
	見本本151頁	<p>わが国的地方自治は、からずしも憲法の理念どおりにはおこなわれていない、という現実がある。たとえば、地方公共団体がじゅうぶんに活動をおこなうためには、自主財源が確立していかなければならないのに、実際には、自主財源だけでは地方財政はまかないきれず、大幅な財政援助を国にあおいでいる。その結果、自治のたてまえにもかかわらず、<u>国（中央政府）の地方公共団体に対する統制が強められる傾向が生じている。</u></p>

(※9) このような改善意見を踏まえて、「国（中央政府）の地方公共団体に対する統制が行なわれる傾向がある」という表現に代えて再提出したが、これでも不適切とされ、つぎには「国（中央政府）の地方公共団体に対する指導・助言による介入が行なわれる傾向がある」という表現にして、提出したが、これでも不適切とされた。結局、やむなく見本本151頁のような表現となった。

		<u>に対する統制強化になりかねない指導・助言がおこなわれている。</u>
(30) 地方自治の現状	白表紙本 156頁	さらに、これらの点と関連して、地方公共団体（とりわけ都道府県）の <u>重要な役職</u> が、国から派遣される中央官僚によって占められていることにも、問題がある。
	改善意見 (※10)	「重要な役職」の全部ではなく、圧倒的多数でもなく、ごく一部である。「重要な役職の一部」とせよ。
	見本本152頁	さらにこれらの点と関連して、地方公共団体（とりわけ都道府県）の <u>重要な役職の一部</u> が、国から派遣される中央官僚によって占められていることにも問題がある。
(31) わが国の政党政治の課題	白表紙本 160頁	政党政治は、本来、政権交替を前提とし、それによってよりよい政治がおこなわれることをめざしている。一つの政党が権力の座に長くすわりつづけると、そこにさまざまな弊害がうまれるおそれがあることに、留意しなければならない①。 ① 戦後、今まで多くみられる政治汚職は、このような政権交替のみられないわが国の政党政治のありかたと密接に関連している。
	修正意見 (※11)	戦後の汚職には、昭和電工汚職など与野党ひっくるめた汚職や、政権交替の有無と関係のない汚職もある。このようにすべての汚職が政権交替をしないから起きているわけではないのであり、そのように断定するのは、一面的である。「……政党政治のあり方と関連している実

(※10) このような改善意見を踏まえて、「重要な役職のかなりの部分」と改めて、再提出したところ、これでも不適切とされ、結局、見本本152頁のような表現となった。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

		例もみられる」と訂正したらどうか。
	見本本156 ～157頁	政党政治は、本来、政権交替を前提とし、それによってよりよい政治がおこなわれることをめざしている。一つの政党が権力の座に長くすわりつづけると、そこにさまざまな弊害がうまれるおそれがあることに、留意しなければならない。
㉙マスメディアをめぐる問題	白表紙本 162～163頁	また、こんにちでは、マスメディアは、巨大独占企業として営まれているため、 <u>情報の独占やわい曲が生じやすく</u> 、したがって、容易に世論操作がおこなわれるという問題がある。いっぽう、 <u>私企業としての性格から</u> 、 <u>広告主や社主に従属したり</u> 、利潤追求のために興味本位の情報のみをとりあげ、真にたいせつなことから国民の目をそらすようなことも生じる。
	改善意見	「情報の独占やわい曲が生じやすく」というのは、相手があることなので、相手の云い分にも耳を傾ける必要がある。一面的とならないように表現に配慮せよ。「情報の独占やわい曲が生じることもあり」などというようなくせよ。 「広告主や社主に従属したり」の個所については、広告会社などの独自性もある程度考慮されてはじめて、広

(※11) このような修正意見を踏まえて、「戦後の政治汚職の多くは、このような政権交替が行なわれないわが国の政党政治のあり方と密接に関連しているとみられる」と表現を変えて再提出したところ、これでも不適切とされた。そこで、改めて「戦後多くみられる政治汚職のなかには、このような政権交替のみられないわが国の政党政治のあり方と密接に関連している事例がある」として提出したところ、これでもなお、不十分とされた。結局、政権交替の有無と政治汚職を結びつけて記述すること自体が不適切というのが文部省の意向であると判断し、脚注を全面削除のやむなきに至った。

獨協法学

		告の存在基盤が出てくる。「従属」と云い切るには、難点がある。
	見本本159頁	また、こんにちでは、マスメディアは、巨大独占企業として営まれているため、情報の独占やわい曲が生ずる傾向があり、したがって、容易に世論操作がおこなわれる可能性がある。いっぽう、私企業としての性格から、広告主や社主の意向に従ったり、利潤追求のために興味本位の情報のみをとりあげ、真にたいせつなことから国民の目をそらすようなことも生じる。
③ マスメディアをめぐる問題	白表紙本 163頁	さらに、テレビ・ラジオなどは、政府の認可制であるため、政治権力の干渉をうけやすいということもある。
	改善意見	「認可」については、いろいろな審議会もあり、民主的なコントロールのもとでなされている。「認可制」であるために「政治権力の干渉をうけやすい」と割り切ってしまうことには問題がある。もっと幅をもたせた表現にせよ。
	見本本159頁	さらに、テレビ・ラジオなどは、政府の認可制があるため、ともすれば政治権力の干渉をうけやすいということもある。
④ マスメディアをめぐ	白表紙本 163頁	このような問題があることを考えると、マスメディアについての国民の冷静な判断が必要であり、さらに、マスメディアに対する国民による民主的統制の方法も、考えられてよいであろう①。 ① そのような方法の一つとして、最近、マスメディアに対するアクセス権 (right to access) の主張がされているのが注目される。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

る問題	修正意見	アクセス権は、高校一年生に理解させることはむづかしい。一つの教科書に載せると、他の教科書にもいっせいに載る。そうした場合の影響が大きいから削除せよ、というのが審議会の意見である。
	見本本159 ～160頁	このような問題があることを考えると、マスメディアについての国民の冷静な判断が必要であり、さらに、マスメディアに対する国民による民主的統制の方法も、考えられてよいであろう。
	◎大衆運動・市民運動 白表紙本 163～165頁	<p>大衆運動</p> <p>マスメディアとならんで、国民の世論の形成に大きな役割をはたすものに、大衆運動がある。これは、不特定多数の国民がみずから行動にたちあがり、その政治的意を表明して一つの世論を形成し、それによって政治に影響を及ぼそうとする運動である。大衆運動は、選挙以外の形態による国民の直接的な意思表明の手段としてきわめて重要である。</p> <p>ふつう、大衆運動は、平和運動・労働運動・婦人運動・消費者運動といったように、具体的な問題をめぐって展開される。それは、集会やデモ行進、議会や官庁への請願や陳情といった形でおこなわれる。戦後のわが国での最大の大衆運動としては、内閣の総辞職にまで及んだ1960年の安保条約改訂反対運動があげられる。大衆運動は、国民の世論を結集するとき、一国の政治のありかたにも影響をあたえる力をもつのである。</p> <p>圧力団体 圧力団体は、特定の利害・要求をもつ利益集団で、その利益を実現するために、国民一般に訴えかけるというよりはむしろ、議会や行政官庁など政策決定の中核部分に、直接圧力をかけようとする点に特色がある。わが国で</p>

	<p>は、経営者団体をはじめ医師や農民の団体などが圧力団体として活発に動いている。</p> <p>圧力団体は、大衆運動と同じように、間接代表制の形がい化を補完する点で積極的に評価することができる。ただ反面、その活動がいきすぎると、圧力団体による特定の利益のみが実現され、国民の一般的な要求がないがしろにされる危険性もある。</p> <p><u>市民運動</u> 日本経済の急激な成長の中で、従来の大衆運動がとりあげなかった分野で、さまざまな矛盾や問題がふきだし、それに対応して、市民運動という新しい形の大衆運動が発展してきた。市民運動の特色は、運動に参加する人びとが職業、性別や世代などのちがいを問わず、独立した市民として、対等な関係で共通の目標のもとに集まり、各自の主体性と責任において行動する点にある。</p> <p>市民運動は、一般に強力で持続的な組織の力をもたず、また、政党や政治家との結びつきに消極的なので、政治に対してどこまで影響力を及ぼせるかについて、批判もある。しかし、従来の大衆運動にはみられなかった、新しい市民運動のありかたは、わが国では、これまで比較的欠けていたものであり、民主政治の今後の発展のために、一つの新しい可能性を示しているといえよう。</p>
修正意見	代議制を補完するものとして、圧力団体がある。また、市民運動については、評価が一定せず、異論も多い。したがって、圧力団体という一つの項目にして、その中で大衆運動と市民運動を一括して述べよ。さらに、労働組合や婦人団体も、圧力団体の中で、経営者団体などと同列に記述して、バランスをとれ。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

見本本160 ～161頁	<p>圧力団体 マスメディアとならんで、一国の政治的意思の形成に大きな役割をはたすものに、圧力団体がある。圧力団体とは、特定の利害・要求をもつ利益集団で、その利益を実現するために、国民一般に訴えかけるというよりはむしろ、議会や行政官庁など政策決定の中核部分に、直接圧力をかけようとする点に特色がある。わが国では、経営者団体をはじめ医師や農民の団体、労働組合などが圧力団体として活発に動いている。</p> <p>圧力団体は、つぎに述べる大衆運動と同じように、間接代表制の形がい化を補充する点で積極的に評価することができる。ただ反面、その活動がいきすぎると、圧力団体による特定の利益のみが実現され、国民の一般的な要求がないがしろにされる危険性もある。</p> <p>大衆運動 大衆運動は、不特定多数の国民がみずから行動にたちあがり、その政治的意思を表明して一つの世論を形成し、それによって、政治に影響を及ぼそうとする運動である。</p> <p>ふつう、大衆運動は、平和運動・労働運動・婦人運動・消費者運動といったように、具体的な問題をめぐって展開される。それは、集会やデモ行進、議会や官庁への請願や陳情といった形でおこなわれる。戦後のわが国での最大の大衆運動としては、内閣の総辞職にまで及んだ1960年の安保条約改定反対運動があげられる。大衆運動は、国民の世論を結集するとき、一国の政治のありかたにも影響をあたえる力をもつのである。</p> <p>なおこれに関連して、最近注目されるものに、公害反対運動など新しい形の大衆運動として発展してきた市民</p>
-----------------	---

獨協法学

		運動がある。市民運動の特色は、運動に参加する人びとが、職業・性別や世代などのちがいを問わず、独立した市民として、対等な関係で共通の目標のもとに集まり、各自の主体性と責任において行動する点にある。市民運動についてはさまざまな批判もあるが、このような運動は、わが国ではこれまで比較的欠けていたものであり、民主政治の今後の発展のために、一つの新しい可能性を示しているといえよう。
㉙社会主義国家の政治体制	白表紙本 168頁	社会主義国家の政治体制では、資本主義国家とはちがって、生産手段の公有と国家による計画経済を基本として、勤労人民に基礎をおく <u>民主的権力集中制</u> をとっていることが特徴である。
	改善意見	「民主的権力集中制」というのは、社会主義国がみずからそう呼んでいる名称であることが判るように書け。資本主義国で使っている用語と同列に理解するには、難点がある。
	見本本 164頁	社会主義国家の政治体制では、資本主義国家とはちがって、生産手段の公有と国家による計画経済を基本として、勤労人民に基礎をおく <u>民主的権力集中制</u> をとっていることが特徴である。
㉚社会主義国家の政	白表紙本 168頁	ソ連憲法によれば、ソ連における全権力は人民に属し、人民はそれを人民代議員ソヴェトを通じて行使するとされる。人民代議員ソヴェトとは、最高ソヴェトを頂点とし、市町村の人民代議員ソヴェトにいたるピラミッド型の政治組織である。 <u>すべての人民代議員ソヴェトは、普通・平等・秘密選挙によって選ばれるしくみにな</u>

高校「現代社会」における教科書検定の実態

治体制		<u>っている。</u>
	改善意見	候補者は共産党の推薦によっており、秘密投票といつても、実質は信任投票になっている。いわゆる自由社会の選挙と異なる点を明らかにしないと誤解を生じる。
	見本本164頁	ソ連憲法によれば、ソ連における全権力は人民に属し、人民はそれを人民代議員ソヴェトを通じて行使するとされる。人民代議員ソヴェトとは、最高ソヴェトを頂点とし、市町村の人民代議員ソヴェトにいたるピラミッド型の政治組織である。すべての人民代議員ソヴェトは、普通・平等・秘密選挙によって選ばれるしくみになっている②。 ② ただし、選挙のさいに立候補の自由がなく、選挙民はまえもって決められた候補者に投票できるだけである。
⑧社会主義国家の政治体制	白表紙本168～169頁	1949年に社会主義国として成立した中国は、1954年以来何回かの憲法改正をへているが、現在の中国の政治体制の基本は、1978年の中華人民共和国憲法で定められている。
	修正意見	1954年に憲法が制定され、それ以後何回かの改正がなされている、といった記述にせよ。
	見本本165頁	1949年に社会主義国家として成立した中国の政治体制の基本は、中華人民共和国憲法（1978年）で定められている。
	白表紙本169頁	この憲法によれば、中国も、民主的権力集中制をとり、国政全般に対して、共産党が指導的な役割をはたすものとされている。

国家の政治体制	改善意見	「民主的権力集中制」は、だれにでも判る言葉ではないから、中華人民共和国憲法第3章2節で述べているものであることが判るようにせよ、というのが審議会の委員の強い意見である。
	見本本165頁	<u>この憲法によれば、中国も民主的権力集中制をとるとしており、共産党が国政全般に対して、指導的な役割をはたすものとされている。</u>
	④現代国家と民主政治の課題 白表紙本 169～170頁	<p>現代国家は、体制のいかにかかわらず、つまるところは、民主政治の基本理念を実現することをめざしている。ただ、現在の段階は、いずれの国家においても、民主政治の理念は完全に実現されているわけではなく、多くの課題がなお将来にのこされている。</p> <p><u>社会主義国家の政治体制については、勤労人民が搾取から解放され</u>、最低限の生活が保障されるという長所がある。しかし、他面、政治的自由に対するきびしい統制がみられ、政党も共産党だけの一党制である。このような社会主義国家のありかたに対しては、最近では、西欧諸国の共産党のあいだからも批判が出され、いわゆるユーローコミュニズムの新しい主張がみられる。このような動きは、今後の社会主義国家のありかたを示唆するものとして、注目されるところである。</p> <p>他方、資本主義国家の政治体制については、<u>自由の保障をねらいしてきた点に大きな特徴がある</u>。しかし、反面、それも形式的なものであって、実際には、富める者にも貧しい者にも、すべてに平等に自由が保障されてきたわけではない、という問題がある。</p> <p><u>しかも、資本主義国家が政治的、経済的な危機におち</u></p>

高校「現代社会」における教科書検定の実態

	<p><u>いったばあい、その基本原理である国民主権、人権尊重、</u> <u>権力分立をもかなぐり捨てて、独裁的な政治体制へと移</u> <u>行することがある。このような政治体批判のことをファシ</u> <u>ズムという。</u></p>
修正意見及び改善意見 (※12)	<p>これでは、他の体制では搾取されていて社会主义国家の方だけが搾取から解放されているといったように読める。反対解釈されると不都合が生じるので、「搾取」をほかの言葉に変えよ。(改善意見)</p> <p>「自由の保障をねらいとしてきた」というのは、表現が不適切である。せめて「……主眼としてきた」といった表現になおせ。(改善意見)</p> <p>「しかも、資本主義国家が……」の書き方は、不適切である。ファシズムが第一次大戦後の資本主義の一般的危機を背景として実現したということは、たしかに歴史的事実である。しかし、だからといって、資本主義が危機に際してファシズムの危険をもつというのは一面的である。むしろ両体制とも政治的独裁あるいは全体主義の危険があることを説かないと均衡を失する。この点を配慮せよ。あるいは、この部分は削除し、今日の民主政治は、両体制とも共に求めるところであるから、その点を強調する程度にとどめたらどうか。(修正意見)</p>
見本本165～166頁	現代国家は、体制のいかんにかかわらず、民主政治の basic 理念を実現することをめざしている。ただ、現在の

(※12) 上記修正意見があったので、社会主义国家のあり方を述べた箇所に、「そこから、社会主义国家が全体主義的な支配におちいる危険が大きい、という批判もある」という文章を挿入して再提出したところ、これでも不十分とされ、結局、改めて、見本本166頁にあるように、「そこから、社会主义国家が独裁的政治体制ないしは全体主義的な支配におちいる危険が大きい、という批判もある」という表現に書き直してパスすることになった。

		<p>段階は、いずれの国家においても、民主政治の理念は完全に実現されているわけではなく、多くの課題がなお将来にのこされている。</p> <p>社会主義国家の政治体制については、勤労人民が経済的には最低限の生活を保障されるという長所がある。しかし、他面、政治的自由に対するきびしい統制がみられ、政党も実質的には共産党だけの一党制である。そこから、社会主義国家が独裁的政治体制ないしは全体主義的な支配におちいる危険が大きい、という批判もある。このような社会主義国家のありかたに対しては、最近では、西欧諸国の共産党のあいだからも批判が出され、いわゆるユーロ・コミュニズムの新しい主張がみられる。このような動きは、今後の社会主義国家のありかたを示唆するものとして、注目されるところである。</p> <p>他方、資本主義国家の政治体制については、自由の保障を主眼としてきた点に大きな特徴がある。しかし、反面、それも形式的なものであって、実際には、富める者にも貧しい者にも、すべてに平等に自由が保障されてきたわけではない、という問題がある。</p> <p>しかも、資本主義国家が政治的、経済的な危機におちいったばあい、その基本原理である国民主権、人権尊重、権力分立をもかなぐり捨てて、独裁的な政治体制へと移行することがある。このような政治体制のことをファシズムという。</p>
④ 現代 国家	白表紙本 171頁	第二次世界大戦以前のわが国でも、満州事変(1931年)以後軍部がしだいに独裁的な支配権力をもつにいたり、国民のきまざまな自由が侵害された。

高校「現代社会」における教科書検定の実態

と 民主 政 治 の 課 題	改善意見	「独裁的な支配権力」というのは、表現がオーバーである。「軍部がしだいに発言権をもつにいたり」といった程度の表現に改めよ。
	見本本167頁	第二次世界大戦以前のわが国でも、満州事変(1931年)以後軍部がしだいに独裁的な権力をもつにいたり、国民のきまざまな自由が侵害された。
④ 国 際 連 合 の 成 立	白表紙本 178頁	第一に、国際連合は、第二次世界大戦の連合国であった <u>アメリカ合衆国・イギリス・ソ連</u> などを中心としてつくられ、世界の指導的な国家がはじめから加盟している。
	改善意見	中国も、加えよ。
⑤ 東 西 の 対 立	見本本174頁	第一に、国際連合は、第二次世界大戦の連合国であった <u>アメリカ合衆国・イギリス・ソ連・中国</u> などを中心としてつくられ、世界の指導的な国家がはじめから加盟している。
	白表紙本 182頁	NATOやワルシャワ条約などは、たてまえとしては国際連合の目的と原則に従い、国連憲章第51条にもとづく地域的な集団安全保障体制であるとされている。しかし、これらは、東西両陣営の対立を前提としている点で、実質的にはかっての勢力均衡方式に近く、 <u>本来の集団安全保障の理念</u> からは、かけはなれたものとなっている。
⑥ 日 本 の 歴 史 と そ の 課 題	改善意見	「本来の集団安全保障の理念からは、かけはなれたものとなっている」という表現は、検討し直せ。
	見本本178頁	NATOやワルシャワ条約などは、たてまえとしては国際連合の目的と原則に従い、国連憲章第51条にもとづく

獨協法学

		<p>地域的な集団安全保障体制であるとされている。これらは、形式的には国連憲章に矛盾するものではないが、しかし、東西両陣営の対立を前提としている点で、実質的にはかっての勢力均衡方式に近く、<u>本来の集団安全保障の理念からは、かけはなれたものとなっている。</u></p>
④ アジア・アフリカ諸国と非同盟主義	白表紙本 183頁	<p>第二次世界大戦後の国際政治の展開のなかで、きわめて重要な役割をはたしているのが、アジア・アフリカ諸国である。かって植民地であったこれらの国々には、第二次世界大戦後あいついで独立を獲得した。これら新興諸国は、植民地主義反対・民族自決を唱え、その多くは、米ソのいずれの陣営にもむすびつかない非同盟の立場をとって、国際政治の舞台に登場した。</p> <p>これらの諸国は、国際連合成立当初は、わずか10か国しか加盟していなかった。しかし<u>現在では、加盟国の半数以上を占めるようになり</u>、総会を重視する最近の国連では、米ソ二大国とも無視することのできない、大きな影響力をもつようになっている。</p>
	改善意見	「加盟国の半数以上」は具体的に数字を示せ。
	見本本179頁	<p>第二次世界大戦後の国際政治の展開のなかで、きわめて重要な役割をはたしているのが、アジア・アフリカ諸国である。かって植民地であったこれらの国々には、第二次世界大戦後あいついで独立を獲護した。これら新興諸国は、植民地主義反対・民族自決を唱え、その多くは、米ソのいずれの陣営にもむすびつかない非同盟の立場をとって、国際政治の舞台に登場した。</p> <p>これらの諸国は、国際連合成立当初は、わずか10か国</p>

高校「現代社会」における教科書検定の実態

		しか加盟していなかった。しかし現在では、90か国近くが加盟して加盟国の半数以上を占めるようになり、総会を重視する最近の国連では、米ソ二大国とも無視することのできない、大きな影響力をもつようになっている。
④ アジア・アフリカ諸国と非同盟主義	白表紙本 184頁	このような第三勢力の進出による国際政治の構造変化を象徴的に示したのが、ベトナム戦争であった。アメリカ合衆国は近代的な軍隊を大量に投入し、核兵器で威嚇してたたかったにもかかわらず、民族自決をかかげるベトナム人民のたたかいと、それを支持する国際世論のまえにやぶれたのである。
	修正意見	ベトナムは、目下世界的にいろいろと批判されている。このようなベトナムを支持するような書き方をするのは、不見識ではないか。「核兵器で威嚇してたたかったにもかかわらず」という表現も、おかしい。現実のベトナムに対する国際的評価も考慮して、手を入れる必要がある。
	見本本180頁	このような第三勢力の進出による国際政治の構造変化を象徴的に示したのが、ベトナム戦争であった。アメリカ合衆国は近代的な軍隊を大量に投入したにもかかわらず、民族自決をかかげるベトナム人民のたたかいと、それを支持する国際世論のまえにやぶれたのである ^① 。
⑤ 軍縮	白表紙本185 頁～186頁	1954年3月、日本の漁船第五福竜丸が、アメリカの水爆実験によって放射能を浴び乗組員が死亡したことがき

獨協法學

へのあゆみ		きっかけとなって、日本をはじめ世界各地で、核兵器の実験、製造、使用の禁止を求める <u>大衆運動が高まった。</u>
	改善意見	「大衆運動が高まった」というのは、表現が少しオーバーである。「大衆運動がおこった」くらいにせよ。
	見本本181 ～182頁	1954年3月、日本の漁船第五福竜丸が、アメリカの水爆実験によって放射能を浴び乗組員が死亡したことがきっかけとなって、日本をはじめ世界各地で、核兵器の実験・製造・使用の禁止を求める <u>大衆運動がおこった。</u>
⑦ 日本の役割	白表紙本188 ～189頁	<p>第二次世界大戦にやぶれた日本は、1951年、連合国とのあいだに平和条約をむすぶことによって占領状態を脱し、国際社会への第一歩をした。</p> <p>1956年には、日ソ共同声明によってソ連とも国交を回復し、同年、国際連合への加入も認められた。さらに、1972年には、長年の不正常な関係を終了して、中国との国交も樹立した。日本はまた、戦後の経済的混乱を短期間のうちに克服して、急速な経済成長をとげた。</p> <p>このような日本が、世界の平和と人類の福祉のためにはたすべき役割は、きわめて大きい。日本国憲法が示す平和主義と国際協調主義は世界で最もすんだものであり、この立場を今後とも堅持し、国連を中心とした国際平和への努力に、いっそうの協力を起こなうことがたいせつである。同時に、人類全体の福祉の立場から、南北問題の解決のために、すんで協力することがのぞまれる。われわれ1人ひとりも、そのような立場から考え、努力しなければならない。</p>

高校「現代社会」における教科書検定の実態

改善意見 (※13)	<p>北方領土については、全国民的合意があり、返還を要求している。このことを、高校1年生の必修社会科で書いて欲しい。</p> <p>また、「高等学校学習指導要領解説」(文部省)にも書いてあることであるが、この項目では、国際社会に生きる日本人としての自覚を補うようにせよ。</p>
見本本185 ～186頁	<p>第二次世界大戦にやぶれた日本は、1951年、連合国とのあいだに平和条約をむすぶことによって占領状態を脱し、国際社会への第一歩をした。</p> <p>1956年には、日ソ共同宣言^①によってソ連とも国交を回復し、同年、国際連合への加入も認められた。さらに、1972年には、長年の不正常な関係を終了して、中国との国交も樹立した。日本はまた、戦後の経済的混乱を短期間のうちに克服して、急速な経済成長をとげた。</p> <p>このような日本が、世界の平和と人類の福祉のためにたすべき役割は、きわめて大きい。日本国憲法が示す平和主義と国際協調主義は世界で最もすすんだものであり、この立場を今後とも堅持し、国連を中心とした国際平和への努力に、いっそうの協力をおこなうことがたいせつである。同時に、人類全体の福祉の立場から、南北問題の解決のために、すすんで協力することがぞまれ</p>

(※13) このような改善意見が提示されたので、脚注①として、「平和条約でなくて共同宣言の形式がとられたのは、領土問題が未解決であったからである」という文章を追加して、再提出したところ、これでは不十分とされた。文部省は、さらに、(ア)四島の名前を明記せよ、(イ)これら四島はわが国固有の領土であること、(ウ)現在ソ連が不法に占拠していること、(エ)北方領土返還は、国民的要求であり、わが国政府は、それを要求していること、の四点を明記することを求めてきたのである。このような要求があったので、結局、最終的には見本本185頁脚注②のような文章となった。

獨協法學

る。われわれひとりひとりも、国際社会に生きる日本国民としての自覚をもって、そのような立場から考え、努力しなければならない。

- ① 平和条約でなく共同宣言の形式がとられたのは、領土問題が未解決であったからである。歯舞・色丹・国後・択捉の四島は歴史的に日本の領土であるが、第二次世界大戦後はソ連が領有している。わが国はこれら北方領土の返還を強く求めている。